

議案第2号

高根沢町使用料及び手数料条例の一部改正について

高根沢町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和6年12月3日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町使用料及び手数料条例の一部改正の概要について

1 概要

役場庁舎内への現金自動預払機（A T M）の設置に係る使用料について定めるため、高根沢町使用料及び手数料条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正内容

別表第1中「自動販売機置場」の次に「現金自動預払機置場」を加え、現金自動預払機置場に係る使用料を1基当たり月5,000円とします。

3 施行日

公布の日

高根沢町条例第 号

高根沢町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

高根沢町使用料及び手数料条例（平成12年高根沢町条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第3条関係）					別表第1（第3条関係）				
種類	単位	金額	徴収の時期	備考	種類	単位	金額	徴収の時期	備考
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
自動販売機置場	1基	5,000円	納入通知書により指定された期限内	月額とする。月の中途で設置、廃止したときは日割計算	自動販売機置場	1基	5,000円	納入通知書により指定された期限内	月額とする。月の中途で設置、廃止したときは日割計算
現金自動預払機置場	1基	5,000円	納入通知書により指定された期限内	月額とする。月の中途で設置、廃止したときは日割計算					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考 改正箇所は、太線で囲まれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に現金自動預払機その他これに類する機械の設置のため許可を受けている行政財産の使用に係る使用料については、その許可期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。